

諸外国の育児・介護等休業制度について

	ページ
○アメリカ	1
○イギリス	2
○ドイツ	3
○フランス	4
○ノルウェー	5
○スウェーデン	7

＜アメリカ＞

根拠法は家族・医療休暇法である。同法は、育児休暇、看護休暇、出産休暇、介護休暇が合体したような休暇（無給）の付与を義務づける連邦法である。育児又は介護のためのみの休業制度はない。

1 休暇の事由

- ① 子の誕生及び当該子の育児のため
- ② 養子縁組または里子養育により、子を受け入れるため
- ③ 配偶者、子、親が、重大な健康危険状態にある場合の介護のため
- ④ 本人が、職務を遂行不可能となるような重大な健康危険状態にあるため

2 休暇の期間

- 1 ①～④のいずれかに該当する場合12ヶ月の期間中に合計12週間までの休暇
- (1) ①、②についてはそれぞれ誕生あるいは受け入れの時点から12ヶ月以内に限定
- (2) 夫と妻が同じ事業主に雇用されている場合には、2人合計で12か月の期間中に12週間まで（本人の疾病である④を除く）

3 時間短縮及び分割取得

- ①、②の場合：使用者が特に同意しない限り不可
- ③、④の場合：医学的に必要な場合可

4 資格要件

(1) 適用対象事業主

- ・ 民間企業である場合には、州際通商に影響を与える産業・活動に従事し、50人以上の労働者を雇用しているもの（当年または前年において20週以上の各労働日にこの状態であることが必要）
- ・ 州政府、地方政府、連邦政府、地方教育庁を含む公共部門

(2) 適用対象労働者

- ・ 対象事業主に雇用されている労働者であって、50人以上の労働者が雇用されている事業所で働いているもの、又は50人以下の事業所の場合は、75マイル以内に所在する同一事業主の事業所を合計して50人以上が雇用されている事業所で働いているもの
- ・ 当該事業主に12か月以上雇用されており（12か月は連続している必要はない）かつ、休暇が始まる日の前日からさかのぼって12か月の間に、少なくとも1250時間働いていること

5 所得保障

雇用者に賃金支払い義務なし。

<イギリス>

イギリスには長期にわたる育児休暇制度が存在せず、長期の出産休暇制度がこれに代わるものとなっている。さらに、2003年からは父親の出産休暇が新たに施行された。

【育児】

1 休暇の種類

子が5歳になるまで、養育のため子ども一人につき計13週間の休暇。1年につき最大4週間取得でき、原則1週間単位でとるものである。
(養子については、縁組後5年間若しくは18歳までの間)

2 資格要件

1年以上勤務している労働者

3 所得保障

雇用者に賃金支払い義務なし。

※ この他、すべての女性労働者に対して計26週間（ただし勤務1年以上の労働者はこの26週の出産休暇終了後26週まで追加出産休暇を取得可）の出産休暇あり。この場合、無給であるが、26週間の出産給付（週100ポンド（約2万円）[最初の6週間は、平均賃金の90%相当額]）が支給される。

なお、6歳になるまでの子を養育している労働者は、柔軟な働き方（短時間勤務への移行）をすることができる。

【看護】

1 休暇の種類

家庭における不測の事態に対処するため、合理的と考えられる時間の休業（＝タイムオフ）

2 対象労働者

労働者が次の理由で欠勤する場合

- ① 扶養家族が病気になったり、怪我をしたとき
- ② 扶養家族が出産するとき
- ③ 病気や怪我をした扶養家族の看病により長い期間がかかるとき
- ④ 扶養家族が亡くなったとき
- ⑤ 扶養家族の世話を突発的にしなければならなくなったとき
- ⑥ 子どもが学校に行っている間に起こした思いがけない出来事に対処するため

3 所得保障

雇用者に賃金支払い義務なし

【父親の出産休暇】

1 休暇の種類

子の出生や養子縁組で子を新しく受入れた男性労働者が、当該時点から8週間以内に、1週間又は2週間取得できる休暇（分割不可）

2 資格要件

子が生まれる（受入れる）15週間前までに、同じ使用者のもとで26週連続雇用

3 所得保障

雇用者に賃金支払い義務なし。ただし、雇用主から週100ポンド（約2万円）か1週間の給料の90%のどちらか低い額の父親手当が支給。

<ドイツ>

育児手当・育児休暇の付与に関する法律に基づき、育児休業、看護休暇の権利を付与している。介護休暇の制度は存在しない。

【育児】

1 休暇の種類

3歳までの子の養育のための休業（全日休業又は週15～30時間就業する部分休業）
なお、部分休業は、従業員16人以上の事業所の場合に適用

2 分割取得等

- ・ 4回まで分割可
- ・ 両親同時に取得できる
- ・ 使用者の同意を要件として、3歳までに2年しか取らなければ1年分を3歳から8歳までの間に取得可

3 所得保障

雇用者に賃金支払い義務なし。ただし、育児休業取得者に限らず、在宅の親も含めて養育手当が支給される。

4 養育手当の受給期間等

- ・ 受給期間
子どもが2歳に達するまで
- ・ 受給額
月307ユーロ（約4万円）。所得制限あり。

【看護】

1 対象労働者

12歳未満の子の病気看護をする労働者

2 期間

1年に10日

3 所得保障

雇用者に賃金支払い義務なし。ただし、賃金の70%を看護手当として支給。

<フランス>

労働法典に基づき、育児休業、看護休暇、付添親休暇、終末介護休業が認められている。休暇制度はそもそも無給であることから、その補填として、社会保障法典により、手当制度が定められている。

【育児】

- 1 休暇の種類
 - ① 育児休業（全日休業）
 - ② 短時間勤務（部分休業）
 - ③ 育児休業と短時間勤務の組み合わせ
- 2 資格要件 子の出生の日において1年以上勤務している労働者
- 3 期間
子が3歳になるまで
最初の取得は最高1年まで、2回まで延長可能（最長3年まで）
- 4 所得保障
雇用者に賃金支払い義務なし。ただし、2人目からは、養育親手当が支給される。
- 5 養育親手当の受給資格等
 - 受給資格 次の要件を全て満たすこと
 - ・子の出生前5年間に2年以上就業していたこと。
 - ・子が2人以上いて、そのうちの1人は3歳未満であること。
 - ・就業を全部又は一部中断していること
(失業者が求職活動をやめること等も含まれる)
 - 受給期間 子が3歳になるまで
 - 受給額 月額495.69ユーロ（約7万円）。短時間勤務の場合は、減額される。

【看護】

- 1 対象労働者 16歳未満の子が病気又は事故にあった労働者
- 2 期間 1年に3日（子が1歳未満の場合5日）
- 3 所得保障 雇用者に賃金支払い義務なし。

【付添親休暇】

- 1 対象労働者 子が病気、事故、重い障害で付添が必要な労働者
- 2 期間 4ヶ月（1年まで2回更新できる）。短時間勤務も選択できる
- 3 所得保障
雇用者に賃金支払い義務なし。ただし、自営業者なども対象として、月額809.55ユーロ（約11万円）の付添親手当が支給される。なお、短時間勤務を選択した場合は、手当の額は減額される。

【終末介護】

- 1 対象労働者 尊属、卑属及び同居人が緩和ケアの対象となっている労働者
- 2 期間 3か月（使用者が同意すれば短時間勤務も可能）
- 3 所得保障 雇用者に賃金支払い義務なし。

<ノルウェー>

労働環境法に基づき、男女労働者の出産・育児休業の権利が規定されており、さらに国民保険法で、休業取得を促進させる効果を持つ手当の支給が規定されている。

【育児】

1 休暇の種類

- ① 1歳までの子の養育のための休業
- ② ①終了後、父、母、それぞれ1年間の休業
- ③ 2歳までの子の養育のために出産・育児休業給付を受給していることを条件とする休業
- ④ 労使合意に基づく部分休業（90%、80%、75%、60%、50%のいずれかに短縮）（部分休業についての給付を受けている期間に限る）【タイムコント】（子が2歳になるまで）

2 資格要件

- ③については出産・育児休業給付の受給資格に同じ
- ④については出産・育児休業給付の受給資格に加え、フルタイムの50%以上働いている労働者

3 所得保障

雇用者に賃金支払い義務なし。ただし、国民保険法に基づき、自営業者や失業者も対象とした出産・育児休業給付が支給される。

4 出産・育児休業給付の受給期間等

- ・ 100%の所得保障の場合210日（42週間）
80%の所得保障の場合260日（52週間）
※ 両親合計の期間で、どちらのタイプにするかは選択でき、子どもが2歳になるまでの期間に受給できる。
- ・ 100%の所得保障の場合145日（29週）分 } については、タイムコント給付
80%の所得保障の場合195日（39週）分 } として部分給付が受けられる
※ 産休期間中及びパパクオータ期間中は、部分給付は受けられない。
- ・ 受給要件
母：出産前10か月のうち6か月以上被保険者期間があること
父：自ら及び妻が出産前10か月のうち6か月以上被保険者期間があり、かつ、休業取得時まで最低2週間就業していること
※ 母が専業主婦など被保険者でない場合は父の受給資格もなし
なお、父が資格をもたない場合は母が全部の資格をもつ
※ 失業者や自営業者も被保険者資格がある。

5 パパクオータ

出産・育児休業給付の20日（4週間）分については父親に留保されている（使用しない場合、全体としての受給期間がその分短縮される）

【看護】

1 対象者

- ① 子の病気介護をする労働者
- ② 子を日常的に世話する者が病気になった労働者

2 期間

子が12歳に達した年まで、1年に10日

3 所得保障

雇用者に賃金支払い義務なし

【父親の出産休暇】

1 対象者

母親と同居し、家事を行っている父親

2 期間

子の出産に伴う2週間

3 所得保障

雇用者に賃金支払い義務なし

【介護】

1 対象者

末期段階にある身近な親族を在宅で介護している労働者

2 期間

それぞれの患者ごとに20日

3 所得保障

雇用者に賃金支払い義務なし

<スウェーデン>

スウェーデンの制度は、休暇権を規定する「両親休暇法」と両親手当給付を規定する「国民保険法」の2本立てで形づくられている。これら制度は、両親を対象に設計されており、出産休暇と育児休暇とを両親ともども総合的にとらえるものとなっている。

【育児休業】

1 休暇の種類

- ① 1歳6か月までの子の養育のための全日休暇（両親手当を伴わない）
- ② 8歳未満又は小学校1年生終了までの子を養育するための全日休暇（両親手当を受給している場合に限る）
- ③ 8歳未満又は小学校1年生終了までの子を養育するための部分休暇（1/4の時間短縮）（両親手当を伴わない）
- ④ 8歳未満又は小学校1年生終了までの子を養育するための部分休暇（3/4、1/2、1/4の時間短縮をいずれか選択）（両親手当を受給している場合に限る）

2 資格要件

①～④ともに、休暇開始前継続して6か月、又は2年間に少なくとも合計12か月以上、同一の使用の下で雇用されていること

3 所得保障

雇用者に貸金支払い義務なし。ただし、国民保険法に基づき、働いていない場合も含めて、育児をする親に、両親手当が支給される。

4 両親手当の受給額及び期間

・ 受給期間

両親あわせて480日間

そのうち、80%の所得保障が得られる390日間のうち父親、母親それぞれ60日間分は他方に譲り渡すことができない（パパ月、ママ月）

- ・ 最初の390日間は所得の80%、その後の90日は1日60クローネ（約1,000円）。なお、働いていない場合は全期間1日60クローネ。

- ・ 両親が同時に受給はできない

【看護】

1 対象労働者

一時介護両親手当を受給する労働者（全日休暇と部分休暇が可能）

2 一時介護両親手当の受給要件

12歳未満の子に関して、労働者が次の理由で欠勤する場合

- ① 子の病気又は伝染病
- ② 通常の保育者の病気又は伝染病

③ 予防接種、健康診断

④ 子を医者に連れて行く（他に子がいて、その世話を他の親がする場合）

3 一時介護両親手当の支給額等

- ・ 受給額

所得の80%

- ・ 受給期間

子1人につき、両親あわせて1年に60日間

4 所得保障

雇用者に賃金支払い義務なし。ただし、国民保険法に基づき、一時介護両親手当が支給される。一時介護両親手当は働いていない場合は支給されない。

【父親の出産休暇】

1 対象労働者

子の出生に関して、出産立ち会い、家事、子の世話のため欠勤する男性労働者であって、一時介護両親手当を受給する者（全日休暇と部分休暇が可能）

2 一時介護両親手当の支給額等

- ・ 受給額

所得の80%

- ・ 受給期間

子1人につき、10日間

なお、子の出生後、子が帰宅してから60日以降の期間には支給されない

- ・ 他の一時介護両親手当との関係

上積みである

3 所得保障

雇用者に賃金支払い義務なし。ただし、国民保険法に基づき、一時介護両親手当が支給される。一時介護両親手当は働いていない場合は支給されない。

【介護】

1 休暇の種類

重病人を介護するための全日休暇又は部分休暇（3/4、1/2の時間短縮をいずれか選択）（親族手当を受給している場合に限る）

2 被介護者の範囲

- ・ 配偶者、両親（養親を含む）、16歳以上の子、兄弟姉妹

- ・ 親しい身近な人（家族や親族のいない友人、隣人など）

※ これらの人が重病であること

3 親族手当の支給額等

- ・ 受給額

所得の80%

- ・ 受給期間

介護を受ける人1人当たり計60日分（複数の介護者がいる場合は、全員合計して60日分）

4 所得保障

雇用者に賃金支払い義務なし。ただし、親族等介護有給休暇法に基づき、親族手当が支給される。